

平成16年3月12日
事務連絡

都道府県
各指定都市 障害児(者)福祉(支援費)担当者 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課居宅支援係

居宅介護支援費請求上の留意事項について

平成16年度からの居宅介護支援費につきましては、早朝、夜間、深夜の居宅介護について、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定することとしたところではありますが、これに対応するための支援費請求上の留意事項は、別紙のとおりでありますので、管内市町村及び指定事業所等に対する周知方よろしく申し上げます。

今回の計算方法の変更につきましては、標準的なサービスコードを利用している場合に、可能な限り請求事務への影響を少なくするために行うものでありますので、この趣旨を御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

つきましては、支援費請求事務に支障が生ずることのないよう、市町村等に対するご指導方よろしく申し上げます。

なお、「記載例」及び「標準的なサービスコード」は別添のとおりでありますので情報提供いたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課居宅支援係
担当：佐藤
電話：03-5253-1111(内線3038)
FAX：03-3591-8914

(別紙)

居宅生活支援費明細書における居宅介護支援費請求上の留意事項について

標記については、平成15年3月5日(水)の支援費制度関係資料の11ページにお示ししているところではありますが、居宅介護支援費についてサービス提供を行った時間帯の算定基準により早朝、夜間、深夜加算(以下「深夜等加算」という。)を算定する() ことに伴う明細書のサービス内容と算定単位額の取扱いは次のとおりです。

支援費基準告示に定める最小単位(身体介護:最初の30分、家事援助及び移動介護:最初の60分、日常生活支援:最初の90分)までは、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供がごくわずかな場合を除き、サービス開始時刻が属する時間帯の深夜等加算を算定する。

【基本的な考え方】

1 1回のサービス提供にかかる費用を、基本額と、開始時加(減)算の2つのサービス内容に分けて算定単位額を算出する。

(1)「基本額」とは、所要時間30分を増すごとに加算する額をいう。

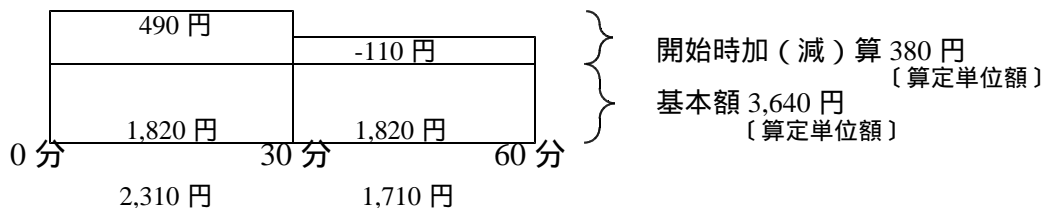
例:身体介護中心、移動介護(身体介護を伴う場合) 30分当たり 1,820円
家事援助中心、移動介護(身体介護を伴わない場合) 30分当たり 830円
日常生活支援 30分当たり 900円

(2)「開始時加(減)算」とは、告示の単価と基本額の差額とする。

例:身体介護 所要時間30分以上1時間未満の場合 4,020円(告示の単価)

基本額 1,820円(30分当たり) × 2 = 3,640円

開始時加(減)算 4,020円 - 3,640円 = 380円



2 基本額については、深夜等加算の時間帯が変わるごとにサービス内容を分けて算定単位額を算出する。

例: 身体介護 午前6時から午前10時までのサービス
サービス内容1 午前6時から午前8時まで(早朝加算)
サービス内容2 午前8時から午前10時まで(日中 加算なし)

3 開始時加（減）算は、告示の単価から基本額を減じた額に、地域区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

- ・ 告示の単価 × 深夜等加算率 = A（1 円未満四捨五入） A'
- ・ 基本額 × 深夜等加算率 = B（1 円未満四捨五入） B'
- ・ A' - B' = C
- ・ C × 地域区分に応じた割合 = C'（10 円未満切捨） D〔算定単価額〕

【開始時加（減）算：丙地、日中の例】

サービス類型	所要時間	告示の単価	基本額	開始時加（減）算
身体介護	所要時間 30 分未満の場合	2,310 円	1,820 円	490 円
	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	4,020 円	1,820 円 × 2 = 3,640 円	380 円
家事援助	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	1,530 円	830 円 × 2 = 1,660 円	130 円
	所要時間 1 時間以上の場合	2,220 円	830 円 × 3 = 2,490 円	270 円
移動介護（身体介護を伴う場合）	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	4,020 円	1,820 円 × 2 = 3,640 円	380 円
移動介護（身体介護を伴わない場合）	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	1,530 円	830 円 × 2 = 1,660 円	130 円
	所要時間 1 時間以上の場合	2,220 円	830 円 × 3 = 2,490 円	270 円
日常生活支援	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	2,410 円	900 円 × 3 = 2,700 円	290 円

【開始時加（減）算の算定例】

(例1)

適用単価
・ 身障 居宅介護（身体介護中心） ・ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 4,020 円) 告示の単価 ・ 日中 60 分のサービス ・ 地域区分：特別区（1000分の1072）

1 告示の単価

$$4,020 \text{ 円} \times 1.00 \text{ (日中 加算なし)} = 4,020 \text{ 円}$$

(1 円未満四捨五入) 4,020 円

2 基本額

$$1,820 \text{ 円 (30 分あたり)} \times 2 = 3,640 \text{ 円}$$

$$3,640 \text{ 円} \times 1.00 \text{ (日中 加算なし)} = 3,640 \text{ 円}$$

(1 円未満四捨五入) 3,640 円

3 開始時加（減）算

$$4,020 \text{ 円} - 3,640 \text{ 円} = 380 \text{ 円}$$

$$380 \text{ 円} \times 1.072 \text{ (地域区分)} = 407.36 \text{ 円 (10 円未満切捨)}$$

400 円
〔算定単価額〕

(例2)

適用単価
<ul style="list-style-type: none">・ 身障 居宅介護（身体介護中心）・ 所要時間 30分以上1時間未満の場合 4,020円（告示の単価）・ 深夜（100分の150に相当する額を加算）で30分と 早朝（100分の125に相当する額を加算）で30分の連続するサービス・ 地域区分：特別区（1000分の1072）

1 告示の単価

(1) 深夜の30分

$$2,310 \text{ 円} \times 1.50 \text{ (深夜加算)} = 3,465 \text{ 円 (1円未満四捨五入)} \quad 3,465 \text{ 円}$$

(2) 早朝の30分

$$1,710 \text{ 円} \times 1.25 \text{ (早朝加算)} = 2,137.5 \text{ 円} \\ \text{(1円未満四捨五入)} \quad 2,138 \text{ 円}$$
$$4,020 \text{ 円} - 2,310 \text{ 円 (最初の30分)}$$

(3) (1)と(2)の合計

$$3,465 \text{ 円} + 2,138 \text{ 円} = 5,603 \text{ 円} \quad \dots \quad \text{ア}$$

2 基本額

(1) 深夜の30分

$$1,820 \text{ 円} \times 1.50 \text{ (深夜加算)} = 2,730 \text{ 円 (1円未満四捨五入)} \quad 2,730 \text{ 円}$$

(2) 早朝の30分

$$1,820 \text{ 円} \times 1.25 \text{ (早朝加算)} = 2,275 \text{ 円 (1円未満四捨五入)} \quad 2,275 \text{ 円}$$

(3) (1)と(2)の合計

$$2,730 \text{ 円} + 2,275 \text{ 円} = 5,005 \text{ 円} \quad \dots \quad \text{イ}$$

3 開始時加(減)算

ア - イ

$$5,603 \text{ 円} - 5,005 \text{ 円} = 598 \text{ 円}$$

$$598 \text{ 円} \times 1.072 \text{ (地域区分)} = 641.056 \text{ 円 (10円未満切捨)} \quad \boxed{640 \text{ 円}}$$

〔算定単価額〕

【請求の具体例】

(例3)

適用単価
・ 身障 居宅介護(身体介護中心) ・ 午前9時から午前11時までの計画に基づくサービス ・ 地域区分：特別区(1000分の1072)

1 基本額

$$1,820 \text{ 円 (30 分あたり)} \times 4 = 7,280 \text{ 円}$$

$$7,280 \text{ 円} \times 1.00 \text{ (日中 加算なし)} = 7,280 \text{ 円}$$

(1円未満四捨五入) 7,280円

$$7,280 \text{ 円} \times 1.072 \text{ (特別区加算)} = 7,804.16 \text{ 円 (10円未満切捨)} \quad \boxed{7,800 \text{ 円}}$$

〔算定単位額〕

2 開始時加(減)算

P3の(例1)により算定した額 $\boxed{400 \text{ 円}}$
(身障、身体介護、開始時加(減)算1時間、日中)
〔算定単位額〕

3 請求の額

$$\boxed{7,800 \text{ 円}} + \boxed{400 \text{ 円}} = 8,200 \text{ 円}$$

〔算定単位額〕 〔算定単位額〕

(例4)

適用単価
・ 身障 居宅介護（家事援助中心） ・ 午前5時30分から午前7時00分までの計画に基づくサービス ・ 級地：特別区（1000分の1072）

1 基本額

(1) 午前5時30分から午前6時30分までの60分

$$830 \text{ 円} (30 \text{ 分あたり}) \times 2 = 1,660 \text{ 円}$$

$$1,660 \text{ 円} \times 1.50 (\text{深夜加算}) = 2,490 \text{ 円}$$

$$(1 \text{ 円未満四捨五入}) \quad 2,490 \text{ 円}$$

支援費基準告示に定める最小算定時間(家事援助の場合は最初の60分)が加算時間帯をまたがっているケースである。加算の対象となる時間帯におけるサービス提供がごくわずかな場合(家事援助については30分未満)に当たらないため、最初の60分は、サービス開始時刻が属する時間帯の深夜加算により算定する。

$$2,490 \text{ 円} \times 1.072 (\text{地域区分}) = 2,669.28 \text{ 円} (10 \text{ 円未満切捨}) \quad \boxed{2,660 \text{ 円}}$$

[算定単位数]

(2) 午前6時30分から午前7時00分までの30分

午前5時30分から午前7時00分までの連続するサービスの一部であり、30分のサービス提供ではない。

$$830 \text{ 円} \times 1.25 (\text{早朝加算}) = 1,037.5 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入}) \quad 1,038 \text{ 円}$$

$$1,038 \text{ 円} \times 1.072 (\text{地域区分}) = 1,112.736 \text{ 円} (10 \text{ 円未満切捨}) \quad \boxed{1,110 \text{ 円}}$$

[算定単位数]

2 開始時加(減)算

1 告示の単価

(1) 深夜の60分

$$1,530 \text{ 円} \times 1.50 (\text{深夜加算}) = 2,295 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入}) \quad 2,295 \text{ 円}$$

(2) 早朝の30分

$$690 \text{ 円} \times 1.25 (\text{早朝加算}) = 862.5 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入}) \quad 863 \text{ 円}$$

$$2,220 \text{ 円} - 1,530 \text{ 円}$$

(3) (1)と(2)の合計

$$2,295 \text{ 円} + 863 \text{ 円} = 3,158 \text{ 円}$$

2 基本額

(1) 深夜の60分

$$830 \text{ 円} (30 \text{ 分あたり}) \times 2 = 1,660 \text{ 円}$$

$$1,660 \text{ 円} \times 1.50 (\text{深夜加算}) = 2,490 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入}) \quad 2,490 \text{ 円}$$

(2) 早朝の30分

$$830 \text{ 円} \times 1.25 (\text{早朝加算}) = 1,037.5 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入}) \quad 1,038 \text{ 円}$$

(3) (1)と(2)の合計

$$2,490 \text{ 円} + 1,038 \text{ 円} = 3,528 \text{ 円}$$

3 開始時加(減)算

告示の単価から基本額を減じた額に、地域区分に応じた割合を乗じて得た額

$$3,158 \text{ 円} - 3,528 \text{ 円} = 370 \text{ 円}$$

$$370 \text{ 円} \times 1.072 (\text{地域区分}) = 396.64 \text{ 円} (10 \text{ 円未満切捨}) \quad \boxed{390 \text{ 円}} \text{ [算定単位数]}$$

3 費用の額

$$\boxed{2,660 \text{ 円}} + \boxed{1,110 \text{ 円}} + \boxed{390 \text{ 円}} = 3,380 \text{ 円}$$

[算定単位数] [算定単位数] [算定単位数]